

特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会
取りまとめ

令和2年3月

特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会

目次

第1	はじめに	1
第2	特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の課題	1
第3	障がいの種類にかかわらず配慮すべきことと消費者教育の課題	2
第4	障がい種別の配慮すべきことと消費者教育の課題	4
1.	視覚障がい分野について	4
2.	聴覚障がい分野について	8
3.	知的・発達障がい分野について	10
4.	肢体不自由・病弱・虚弱分野について	16
第5	おわりに	21
	【別紙1】 「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」委員等名簿	
	【別紙2】 「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」開催状況	
	【参考資料】 特別支援学校（学級）向け消費者教育教材	

第1 はじめに

消費者庁では、成年年齢引下げに向けた動きを踏まえ、社会の主役の一人として行動できるような自立した消費者¹を育成することを目指し、平成29年3月に消費者教育教材「社会への扉」を作成した。

特別支援学校においても、本教材を活用した授業を実施しているが、障がいのある生徒に配慮した教材の作成に関する意見・要望も頂いているところである。

本意見交換会は、現場職員や行政職員、学識経験者らから、特別支援学校における教材等の利用状況も含めた消費者教育の現状を聴取することで、障がい種別の特性や、教育上配慮すべき点を抽出し、特別支援学校における実践的な消費者教育の実施に向けた具体的な支援策につなげることを目的に設けたものである。

本取りまとめでは、障がい分野別に実施した意見交換会での議論を基に、

(1) 障がい分野別の特性、(2) 教育上、配慮すべきこと、(3) 今後の消費者教育の在り方に関する意見・要望（今後の施策に向けた課題）について整理を行った。さらに、(2) 教育上、配慮すべきこと及び(3) 今後の消費者教育の在り方に関連する意見要望（今後の施策に向けた課題）では、授業・教材に関わることと、生徒の社会的自立に関わることに項目を分け、それぞれ<授業・教材について>、<消費者としての自立に向けて>として整理をしている。

第2 特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の課題

障がいの有無にかかわらず、生徒は社会で自立した消費者として、自分で判断し、豊かな消費生活が送れるように教育を受ける権利を有している。とりわけ、障がいのある生徒への教育は時間をかけて行う必要があるため、小学部から高等部まで長期間の教育を行うことができる特別支援学校の利点をいかし、高等部だけでなく小学部から途切れることのない継続した支援を行うことが重要であり、消費者教育についても小・中・高等部の内容のつながりを意識して取り組むことが効果的である。

日々の消費生活との関連からは、障がいのある生徒は、障がいの種別、症状の程度により、買物等の消費行動の経験は様々である。比較的重度の障がいがあると、日々の生活の中で支援者と行動を共にすることが多く、本人が直接買物を行う機会が少ないため、買物の方法を正しく理解していなかったり、金銭を支払うといった概念が不十分であったりしても、消費者トラブルに巻き込まれることは多くはない。

¹ 自分の意思で判断し、物事を決め主体的に消費行動を行うことのできる消費者。

一方で、比較的障がいが軽度で自分一人で行動する機会が多いと、その分消費者トラブルに巻き込まれやすく、消費者トラブルが生じていても被害を受けたことに気が付かない場合もある。また、生活経験が少ない場合や、親切な態度や優しいことば²を信じやすい場合には、知らないうちに消費者トラブルに巻き込まれて被害に遭うだけでなく、意図せず周囲に被害を広げてしまう危険性もある。

さらに、同じ障がいの種類でも、症状、程度に応じて、理解度や定着度が異なるため、個々人に応じた目標設定を行い、それに即した授業等を行うことも必要となる。そのため、消費者教育についても、障がい種別や症状に応じた教育をいかに実施するかを検討する必要がある。

第3 障がいの種類にかかわらず配慮すべきことと消費者教育の課題

特別支援学校における消費者教育について、障がい種別に教育上配慮すべきことと課題について意見を交わし、その内容を別添の「論点整理表」で整理したところ、障がいの種類にかかわらず、配慮すべきことや共通する課題もあることが分かった。さらに、障がいの種類、症状の程度に応じて教材の工夫や授業での配慮が必要であることや、生徒の消費者としての自立に向けた支援者による働きかけも必要であることが分かった。

共通する配慮としては、以下のような事項が挙げられた。

- 生徒一人一人の症状や理解度に応じた内容を、計画を立てて積み上げていく必要がある。
- 家庭科や特別活動等の各教科等を合わせた指導³の時間を活用して、買物の機会を設ける等消費生活に直結した体験的な学習を行い、経験を広げることが必要である。
- 学習する内容を厳選し、座学のみではなく具体的な事例を交えてロールプレイング（販売勧誘の意図等）等体験的な学習を行うとよい。
- なぜ消費生活についての学習が必要なのか、具体的な事例を通して理解させることが重要である。
- 相談する練習の機会を作るとともに、生徒が教員に話をしやすい関係や環境を作

² 本取りまとめでは、意見交換会での議論を踏まえ、「言葉」ではなく「ことば」と表記している。

³ 学校教育法施行規則第130条第2項において、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と規定されている。特別支援学校においては、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されている。

り、定期的な面談を行うなど、生徒一人一人とコミュニケーションをとる時間を設けることが重要である。

また、共通する課題としては、以下のような事項が挙げられた。

- 障がいを抱える生徒は個別性が高く、一人一人の状況に応じて教育内容や配慮を考えていく必要があるため、誰にでも使える定型的な教材は難しい。
- 教材は加工（カスタマイズ）しやすい電子教材の形がよい。
- 教員が先を見通し計画を立てられるよう、それぞれの生徒の状態に合わせて教えるべきポイントを考えられる表があるとよい。
- 発展的・応用的な内容を学習する前に、金銭管理や自分で選んで決めて買物をするといった基本的な技能（スキル）を身に付けられるように支援する。
- ロールプレイング等による生活経験を補う教材や学習機会の提供が必要である。
- 既存の教材を目的・内容別に整理したデータベースがあるとよい。
- 自分にどのような配慮が必要なのか分かっていないと社会に出てから困るため、学校教育の中で、社会生活でどのような配慮が必要か学習できるとよい。
- 学校で消費者教育を行うだけでは十分ではなく、日々の経験の中で、教員、生徒、保護者が一緒になって学習していくことが必要である、身近な消費生活センターと連携して消費者トラブルの具体的な例や相談先を保護者にも伝える必要がある。

さらに、授業の進め方や見通しについては、以下のような事項が挙げられた。

- 生徒一人一人の症状や理解度に応じて、計画を立てて教育し、知識や技能（スキル）を積み上げていく必要がある。学校の中でそれぞれの生徒の状態に合わせて押さえておくポイントを考えられる表やチェックリストの作成も検討する必要がある。
- 何を体験させるか、どのように教えていくか教員が先を見通せていないと計画的に行うことは難しいため、全体を見通せるものがあるとよい。消費者教育の体系イメージマップ⁴を活用することも一つの方法である。
- 消費者教育は小さいころから生活の主体者としての積み上げが重要であるが、高校を卒業すると社会に出ることになるため、限られた時間の中ではボトムアップ⁵を考えるよりトップダウン⁶で指導することも検討しなければならない。

支援者による働きかけについては、以下のような事項が挙げられた。

- 社会に出ると、消費者トラブルに遭遇することも出てくるが、経験していないと

⁴ 消費者庁「消費者教育の体系イメージマップ」

<https://www.kportal.caa.go.jp/index.php#search-imagemap>

⁵ 「ボトムアップ」とは、学習やコミュニケーションの能力を段階的に向上（ステップアップ）させる指導である。

⁶ 「トップダウン」とは、将来の姿を想定して目標を設定し、現在習得している能力を使って目標を達成することができるようにする指導である。

分からないことも多いため、何かあったときに勤めている会社等ですぐに相談できる人がいることが重要である。

- 外部に相談できる人がいても、すぐに相談できないと諦めてしまったり、忘れてしまったりするため、社会に出てから多くの時間を過ごす職場に相談できる人がいることが望ましい。

生徒が自立した消費者として自分で選択し、判断できるように教育・支援していくことが重要であるが、将来的にも支援者のサポートがなくては消費行動が難しい生徒にとっては、本人に対する教育に加えて、日々の生活を見守り、本人の消費行動を手助けする支援者に対する働きかけも必要である。障がいの程度によっては、教材を活用した授業を実施しても、理解が難しく、内容の定着が困難な場合があり、そうした生徒に寄り添う支援者や家庭と連携した消費者教育の推進が必要である。

第4 障がい種別の配慮すべきことと消費者教育の課題

1. 視覚障がい分野について

(1) 視覚障がい分野の特性

- 視覚障がい分野の特別支援学校には、全く見えない全盲の生徒、見えにくさのある弱視の生徒が在籍しており、弱視は視野が狭く中心だけが見える状態、中心が見えない状態、まぶしさを強く感じる状態、暗くて見えにくい状態等、見えにくさの度合いに個人差がある上に、いくつかの見えにくさが重なっている場合もある。
- 自力で移動することが難しい生徒も多く、買物などの消費行動は少ない傾向がある。
- 生活経験の少なさから、物事の課題が分かっていない、つかめていない状況でも「分かっている」と言ってしまう場合がある。
- 視覚による情報がないため、触ることやことばで情報を得ており、音声読み上げに慣れている生徒はかなり早いスピードの読み上げも聞き取ることができる。
- 日々の生活で視覚補助具や音声読み上げ、点字を使用するが、これらを使用している学習は非常に集中力が必要で疲労感を伴う。
- 点字は全ての生徒が使用しているわけではなく、点字を使用するかどうかは、個々人の視力の状況等を考慮して判断する。
- 先天的な視覚障がいの場合と、後天的な視覚障がいの場合とでは、先天的な視覚障がいの場合の方がことばから想像できる力、物事の全体を捉える力が弱く、物事の理解が難しい場合が多い。
- 生徒は視力に関係なく、スマートフォンの音声認識機能や読み上げ機能、拡大機能等を利用し、SNS等で情報を得ている。

(2) 教育上、配慮すべきこと

<授業・教材について>

- 授業では、生徒の見えにくさを理解した上で適切な環境を整え、教材等を提示する必要がある。生徒は視覚的な情報が得られないため、物事についての視覚的なイメージを共有することができず、表現されたことばどおりに物事を理解するため、ことばを選んで伝える必要がある。
- 視覚補助具としてルーペや、単眼鏡、拡大読書器などを使用して授業をしたり、フォントやレイアウトが見やすく工夫された拡大教科書や手で触れて理解ができる模型を活用したりすることも有効である。
- ICT 機器で拡大表示機能や読み上げ機能があるアプリケーションを利用することも有用である。
- プレクストークという音声による状況把握ができる音声機器を利用すると、ノートの替わりとして授業を録音したり、教員から提供された教材を音声で聞いたりすることができる。
- 買物の体験学習等をする場合は、付き添いで補助する必要がある。
- 授業において、ワークシート等の資料を使用する場合は、資料全体を見通すことが困難であるため、項目番号を裸数字で親番号として1、2とし、2の次に子の番号として①があれば次は②と続くところ、子の番号だけを記載すると、視野の狭い生徒には1の②なのか2の②なのかが分からないため、それぞれ親番号と子の番号を合わせて記載等の配慮が必要になる。

<例>

1.
2.
①
②

1.
2. ①
2. ②

- 点字にする場合も、選択肢がある問題では、字で選択肢の数を示さないといくつ選択肢があるか分からないため、例えば選択肢が3つある場合は、問題文で「次の1、2、3から選びなさい」と書いた上で、選択肢を3つ示すなどの配慮が必要である。

<消費者としての自立に向けて>

- 生活の中で困った状況に陥っている場合もあるため、生徒が教員と話しやすい関係や環境を作り、日頃から生徒とコミュニケーションを図ることが重要である。

- 校外学習で公共交通機関を利用したり、自分で選んで自分で支払って買物をする等社会経験の機会を作り、実際に様々なことを経験、体験してみることが重要である。
- 支援を受けないと店舗等に出かけて買物をするのが難しい場合もあり、ネットショッピングや長期サービスの契約に関する学習が求められるが、金銭管理の意識が低い状況で利用するとトラブルが生じる危険性が高いため、その前の段階で、金銭管理や自分で考えて判断するといった基本的な技能（スキル）を身に付けさせる必要がある。
- 病院、障がい福祉サービスの契約等、社会人として契約の当事者になる場面が出てきた際、自分自身で判断できるように学校生活の中で取り組むことが重要である。
- 教員、生徒の限られた関係の中で生活をしていると、生徒が自分でできることを教員が支援していたり、生徒も支援をされて当たり前の感覚になっていたりするところがあるため、卒業後の自立を見据えて、学校生活の中で生徒に主体性を持たせる必要がある。

<実践事例>

- ネットショッピングを扱った授業において、タブレットやモニターを活用して生徒の障がいに配慮した例が挙げられた。
 - ① 導入で、「社会への扉」に掲載されているネットショッピングサイトの購入画面を再現したものをタブレットやモニターに映し、「サイトのどこに怪しい点があるか」を確認する。
 - ② 生徒に気付いた点を聞きながら、問題点について説明をする。
 - ③ ネットショッピングで気を付ける点について、ワークシートに記入をさせながら確認する。
 - ④ ネットショッピングでの返品について、クイズ形式で答え合わせをしつつ説明する。

(3) 今後の消費者教育の在り方に関する意見・要望（今後の施策に向けた課題）

<授業・教材について>

- 「社会への扉」には多数のイラストが使用されており、実際の授業の中では教員がイラストの場面や登場人物の表情等を見ながら、見えない生徒に対してイラストが何を伝えたいのか、噛み砕いて説明することが必要になる。
- 「社会への扉」はPDF ファイル版があるため、見えにくさのある生徒、見えない生徒もアプリケーションの音声読み上げ機能を利用して聞くことにより内容を知ることができる。しかし、レイアウト等により本来の意図と異なる読み方や順序

となったり、見えている生徒が無視してしまうことばも読み上げてしまったりするため、音声で学習する生徒には利用が難しく配慮が必要である。

- 音声読み上げには Uni-voice や SP コードといった音声コードを利用する方法があり、ICT 機器のアプリケーション等を活用して読み上げることができる。「社会への扉」にも音声コードがあれば、見えにくさのある生徒、見えない生徒に情報提供できる。
- 教材は、生徒に合わせて加工 (カスタマイズ) できるものが教員にとっては一番使いやすい、データで整理されていれば、紙ベースが有効な生徒にも印刷し対応できる。金額的に難しい面があるかもしれないが、単にイラストの素材を切り取れるだけでなく、音声データが添付されている素材や色彩の調整ができる素材があると非常に使いやすくなる。多様な形で情報保障⁷ ができるものが必要である。
- 「社会への扉」には多数のイラストが使用されており、視覚障がいの生徒向けの教材とする場合は、イラストや吹き出しで表していることを情報保障の観点からテキストに置き換えることが必要である。イラストは、場面や表情から様々な情報が読み取れるため一般的には有効であるが、他方で、改めて重要な情報は何かを整理し文字で表現することも必要である。
- 教材をテキスト化したデータがあると点字への変換に使用できる。「社会への扉」をテキスト化する際は、短い文章で重要な箇所 (エッセンス) を取り上げるようにすれば十分である。体言止めや見出し等がある資料を視覚障がいの生徒向けにテキスト化する場合は、分かりやすくするためにことばを付け足したり、再構成 (アレンジ) したりして補うことも必要である。

<消費者としての自立に向けて>

- 視覚障がいの生徒は、社会経験の少なさと関連して、物事の全体像がつかめていない、あるいは前提が分かっているため、自分が何に困っているのか分からず、周りにもうまく伝えられない場合がある。社会に出ると契約書の重要事項等細かい内容が大量に記載されていて、理解が難しい場合もある。社会に出てから実体験の中で困り感⁸ が出てくることが多いため、学校教育の中で、社会に出るとどのような事柄があつて、必要な配慮としてどのようなものがあるか学習できるとよい。
- 買物においては、店員や家族に手引きをしてもらい、店員や家族から聞き取った

⁷ 身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない者に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

⁸ 「困り感⁸」とは、「自分が困っていることが表現できずに、我慢を重ね、その結果、問題行動という感じのこと」をしてしまうこと。「困り感」は師岡秀治氏の商標です。本意見交換会の取りまとめに使用する許可を得ています。

情報を基に商品を選んで買うことが多い。そのため、欲しいものを手に入れるためにどのような情報を聞き取る必要があるかを学習することも必要となる。

- 食物アレルギーがある場合、見えないことで口にしてしまうリスクが高まることもあり得る。買物や外での食事等の際に、そのような情報もあらかじめ聞き取る必要があるといったことまで学習することが求められる。
- 消費者教育は生活に密接に関わることが多いため、高校生になって初めて消費者教育について学習するのではなく、それまでに社会的な生活習慣を身に付けておく、家庭で買物等の経験を積むといった準備が必要である。
- 依頼があるまで支援しないなど、日常生活の主体が生徒であることを、本人にも保護者にも意識付ける等、他教科や保護者との連携が必要である。

2. 聴覚障がい分野について

(1) 聴覚障がい分野の特性

- 聴覚障がいのある生徒の多くは、聞き取りを補助するため補聴器を使用しているが、補聴器をつけても健常者と同じようには聞こえず、人によって聞こえにくさの程度、聞こえ方も様々である。
- 聴覚を通しての情報が不足する、あるいは得られないため、言語概念の形成に時間がかかる場合がある。
- 物事をイメージすること、関連付けて理解することが難しく、語彙も少ない。周囲からは、物事や漢字を理解しているように見えても、実際の意味を理解できていない場合や、イメージできていない場合もある。
- 自分が聞こえている状況が他者と同じだと思っていたり、自分が十分に聞き取れていないということが十分分かっていなかったりする場合がある。
- 手話は有効なコミュニケーション手段となる言語であるが、高校進学に当たり、特別支援学校（高等部）に進学してきた生徒は未修得で、理解ができない場合がある。

(2) 教育上、配慮すべきこと

<授業・教材について>

- 補聴器は、聞きたい音だけでなく、周りの音も大きくしてしまうことから、静かなところで話すが必要である。
- 顔の表情、目や口の動きも大切な情報源となるため、正面から顔を見て、目を合わせながら話すことが重要である。口形が読めなくなることから、マスク等で口を覆わないように配慮することも必要である。
- 話す速さを意識する必要はないが、ことばを固まりで読み取るため、一音一音区切らず、文節で区切り、イントネーションを付けて話すことも必要である。

- 話の先を推測しながら聞くことができるように、最初に話題を知らせて、具体物や身振り手振りを付けることも読話（口の動きや、会話の前後関係から内容を推測する方法）の手掛かりとなる。
- 簡潔に話すことも重要であり、「注意事項は2つ。1つ目は・・・」というように、話の筋をつかみやすくすることで伝わりやすくなる。
- 聞き取れないことばや知らないことばを使って話していたり、口形は同じでも異なることばは読み取りにくかったりするため、話を通じない場合は、別の言い方やヒントを出すと伝わりやすい。
- 話し手は、生徒が表情、口唇の形、舌の動きを注視できるよう、逆光を避ける必要がある。
- 飛び交う会話は理解しにくいいため、討論では一人ずつ話すといった工夫が必要である。授業でスライド教材を使用する場合は、スライドを進めていくと各スライドの内容は見えなくなってしまうため、重要な事項や目標は抜き出して黒板等に貼り出しておくことと生徒の理解が進みやすい。

<消費者としての自立に向けて>

- 社会に出ると、契約書を見ながら口頭で説明を受けるようなやり取りが多いため、正しい情報を得られずトラブルになることも考えられる。生徒に学校生活の中で社会に出るとどのような場面で困った状況に陥るかを実感させる必要がある。
- 自分の聞こえ方を正しく認識することが、社会に出たときの困った状況を実感する上で重要である。学校の中では、必要な情報が得られるように配慮されているため、聞こえないために情報が得られないことが少なく、自分の聞こえ方を認識することが難しい面がある。
- 職場体験や職場実習、学校の集会等で、相手が話したことをメモに取り復唱させるなど、生徒自身に自分がどれくらい聞き取れているか認識させることは、社会に出たときの困った状況を認識させるために有効である。
- 困ったときに相手に伝えることができるよう、会話の中で聞き取れなかった場合にもう一度話してもらい、マスクで口元が見えない場合にマスクを外してもらい、説明を受けて分からない場合に再度説明してもらい等ロールプレイングで実際の場面を想定した練習することも必要である。

<実践事例>

- ネットショッピングに関するトラブルの DVD 教材（字幕付き）を活用した例が挙げられた。
- ① 導入で「トラブル危険度診断」をして、生徒自身のタイプ、注意が必要なトラブル等を確認する。

- ② ネットショッピングに関するトラブルの DVD 教材（前半：トラブルが生じたところ）を見て、問題点について考える。
- ③ 生徒に問題点を書き出してもらい、理解度の確認を含めて生徒に問題点を聞きながら、問題点について説明をする。
- ④ DVD 教材（後半：顛末まで）を見て、トラブル時の対応やトラブルが生じないように気を付けることを説明する。
- ⑤ 契約に係る基本的事項について、事例を示しながら、クイズ形式で答え合わせをしつつ説明する。

（3）今後の消費者教育の在り方に関する意見・要望（今後の施策に向けた課題）

<授業・教材について>

- 消費者教育の授業を行う上では、字幕付きの DVD 教材があると、様々なトラブル事例をドラマ形式で分かりやすく学習することができる。現状では字幕付きの DVD 教材は余り作られていないため、字幕付きで、なおかつ難しい漢字についてはルビを振ったものがあるとよい。
- 買物や契約等消費生活に関わる場面での実践的な練習が必要である。

<消費者としての自立に向けて>

- 知識として得るだけでなく、契約の仕組みや社会に出てからの情報の取りにくさ、対面で信頼関係があっても確認すべきところはおろそかにせず確認すること等、社会に出るとどのような場面で困った状況に陥るかを具体的な例を用いて伝えておく必要がある。
- 聴覚障がいのある生徒に「伝えるため」の配慮はもちろんのこと、消費者トラブルが生じたときの対応についても配慮する必要がある。電話で問合せをすることが困難なため、具体的に「どこに」、「どのようなやり方で」相談すれば解決できるのかということも伝えていかなければならない。

3. 知的・発達障がい分野について

（1）知的・発達障がい分野の特性

- 知的・発達障がいのある生徒は、ことばを字義どおりに受け取る傾向があるため、ことばどおりに行動してしまう場合がある。冗談が分かりにくいいため、話し手が冗談のつもりであっても本気で怒ってしまう場合もある。
- 場の空気が読めずに思ったことを言ってしまうたり、どのタイミングで発言してよいか分らなかつたりするため、周囲とトラブルが起きる場合もある。また、相手の表情の読み取りが苦手なため、他者の意図の理解も難しいため、周囲から自分勝手だと思われる場合がある。

- 興味関心の偏りやこだわりがあり、自分の想定と違うと腹を立ててしまう場合もある。自分の生活習慣（ルーティン）が崩れると不安定になりやすい。
- 物事の優先順位が付けられず、目に付いたものや気になったことから手を付ける傾向があるため、思いつくままに行動しているように見える場合がある。また、優先順位をつけることが苦手で、目の前のことに集中してしまう傾向があるため、好きなことだけをしているように見えてしまう場合もある。
- 2つ以上のことを同時に行うのが苦手な生徒が多い。一度聞いて理解しているのに、不安で何度も聞き返す場合がある。あるいは一度聞いただけでは理解しにくいところがある。
- 授業等で学習したことと現実の場面とが結び付かず、トラブルに遭っていても気付かない場合や、ロールプレイングでは断ることができても、実際の場面では断ることができなかつたり、状況自体が理解できなかつたりする場合もある。
- 普段周りにいて、慣れている人とは上手にコミュニケーションがとれても、初対面の人とは上手にコミュニケーションをとることが難しい場合もある。
- 学習したことを忘れやすく、定着することが難しい場合がある。一つのことを教えても、それがつながっていきにくい傾向がある。そのため、学習意欲の低下が生じる場合もある。
- 会話でやり取りができて、会話の意味が分かっていなかったり、自分の都合のいいように解釈して理解していたりする場合もある。
- 人によって、数学等知識面の学習能力を身に付けることが難しくても、社会生活上の能力が高い場合や、逆に学習能力が高くて社会生活上の能力を身に付けることが難しい場合がある。
- 教材に使用する色が多かつたり、複数の情報が一度に目に入ってくると意図しないところに注意が向いたり、混乱を招いたりして理解しにくい場合がある。

(2) 教育上、配慮すべきこと

<授業・教材について>

- 指示は短く、簡潔に具体的に行い、「～してはいけない」などの否定形ではなく「～する」と肯定形で伝えることが必要である。
- 話すときの望ましいタイミング、望ましい言い方や言われたときの一般的な感じ方や常識を指導し、「なぜそうなのか」が分かるように伝えることも重要である。
- トラブルがあった場合は、見て分かる形で振り返りを行い、落ち着いた状態のときに、本人の考えを聞き取る。そして、多様な考え方、対応の仕方があることを伝え、自分以外の人の気持ちを一緒に考えることも重要である。
- メモやスケジュールを活用して順番を示したり、指示や必要な情報を自分で確認させたりする。また、周囲が活動の内容や量を調整する。2つ以上のことを同時

に行わない環境を作り、見通しが持てるように説明することも重要である。

- 一度に多くの情報を提示しないようにし、課題や作業の手順を分かりやすく示すことが重要である。
- 限られた時間を有効に活用する必要があるため、学習する内容に優先順位をつけて、厳選することが重要である。
- 生徒の生活年齢を考慮し発達段階にあった学習内容にし、抽象的なことは理解しにくいいため、具体的に示すことも重要である。
- 学習した内容が定着しにくいいため、何度も繰り返し学習し、少しずつ積み重ねていくことが必要となる。少しずつできる経験を増やして、学ぶことの楽しさや達成感を育むことが重要である。
- 消費者教育の授業で出てくることば（契約に関する用語等）が難しく、ことばの説明が必要になるため、生徒にとって身近なことから話を進めていくことが効果的である。例えば「消費者」を説明するときは、「家の近くにどんなお店があるか」「そこで買物をしたことがあるか」と話を進めて、「そのように買物をする人」を「消費者」といった形で説明することが考えられる。
- パワーポイント等で授業の資料を作成する場合は、生徒の状況にもよるが、なるべく平仮名を使用し、難しい場合は読み仮名をつける。1スライド1メッセージ程度とし、伝える情報を少なくすると理解しやすい。
- 画面が大きすぎると集中しにくいいため、テレビモニター（30型程度）程度の大きさがよい。また、色遣いは黒、白などシンプルにすると理解しやすい。

<消費者としての自立に向けて>

- 生徒本人が「困った」ときを「困った」と捉えられていない場合があり、トラブル等が発覚しにくい。また、自分が悪いわけではなくても悪いことをしたかもしれないという考えから、周囲に相談しない場合もあるため、生徒が困っているときの反応、サインの出し方、察知の仕方を検討する必要がある。
- 抽象的な内容を座学で勉強するだけでは理解しにくいいため、ロールプレイング等で具体的な内容を学習することが必要であるが、それでもトラブルに巻き込まれることがあるため、トラブルに巻き込まれた場合の対応を併せて学習することも重要である。
- 消費者教育においては、契約やお金に関すること等学ぶ内容が多く幅広いため、最低限断る技能（スキル）を身に付けることが重要である。消費者教育に限らず、社会に出て生活をしていく上で必要な技能（スキル）であり、ロールプレイング等で練習することも有効である。
- 社会に出たときに、授業で学習したことと実際の行動が一致しない、分かっているにもかかわらず実際の場面ではできないことはよくあるので、授業で学んだ支援ツール（道

具、方法)を社会に出てからも活用できるように継続的な支援が必要である。

- 生徒に最新の消費者トラブル情報等を伝えていくべきではあるが、全てを網羅することは困難であるため、困ったときはすぐに、保護者や教員等分かる人に相談するよう十分な指導をすることも重要である。
- 学校生活の中で社会に出てからの困った状況を実感させることは難しく、客観的に見れば困っていると思われる場合でも、生徒本人が困っているという認識を持ってないことも考えられる。社会に出てからの困った状況を実感したことがなくても、例えば教材の中で、分かりやすいマークやロゴで危険なことを示す等、どういう状況が困るということなのかを伝えることは有効である。

<実践事例>

○消費者教育の実践事例として、以下の例が挙げられた。

(事例1) クイズやロールプレイングでの疑似体験を取り入れた契約に関する授業

- ① 契約に係る基本的事項について、事例を示しながら、クイズ形式で答え合わせをしつつ説明する。
- ② キャッチセールスによる被害に遭わないためのロールプレイングをする。
- ③ 被害に遭ったときの対応を確認し、実際に消費生活ホットラインに電話した場合どうなるかをビデオで確認する。
- ④ 最後に、困ったときはまず身近な大人に相談することを確認する。

(事例2) クイズや寸劇による疑似体験を取り入れた契約に関する授業

- ① 生徒に自分の住んでいる場所の近くにどんな店があるかを聞きながら、「消費者」の意味について確認する。
- ② 契約に係る基本的事項について、クイズ形式で答え合わせをしながら説明する。
- ③ クーリング・オフについて説明し、キャッチセールス等で声をかけられたときの対応について教員による寸劇を見ながら断り方について考える。
- ④ 最後に、よく分からないときははっきりと断ること、大人に相談することを確認する。

(3) 今後の消費者教育の在り方に関する意見・要望 (今後の施策に向けた課題)

<授業・教材について>

○授業の際、教員は毎回そのときの生徒にあった教材を新たに作成するため、インターネットで、目的に合った内容の教材を探す、教材等の情報が膨大であるた

め、目的、内容別に整理されたデータベース⁹ のようなものがあるとよい。

- 実践的な場面を扱った教材・事例の収集や提供が必要である。
- シンプルで繰り返し、学べる資料がよい。
- 家庭生活や家事全般等、どの発達段階で何を載せるか難しいところではあるが、生徒に教えたいことをチェックリスト形式にできるとよい。ただチェックするだけでなく、もっと学びたいという動機付けが高まるようなものがよい。一つだけでなく、例えば、初級、中級、上級と段階を分けて、できていけば次を目指せるような形にすると、生徒自身がその項目をチェックする中で学ぶ意欲が出てくるとともに達成感が得られ、自己認識を高められる。
- 悪質商法やトラブル事例を学習することも重要であるが、「社会への扉」の内容は難しいため、「社会への扉」を学習する前の段階で、お金を計画的に使う等基本的な事項を学習する必要がある。
- 教材を作成する場合は、「断る」、「自分で考える」、「相談する」といったことを学習する基本編と、トラブル事例や制度などを学習する応用編の2つを作成すると生徒の状況に応じて臨機応変に活用できる。
- 基本的な技能（スキル）としては、「考えて決める」、「悪い誘いは断る」、「落ち込んだ気分を立ち直らせる」、「ルールを守る」といったものを身に付けることを目的にアメリカで生まれたライフスキル教育¹⁰ の中から取り入れられるものもある。
- 学習をする時点で、生徒が少しでも経験がある内容と、まだ経験していないが、将来社会に出て経験するであろう内容の2つがある。難しいのは、自分が経験したことがないこと、これから社会に出て遭遇してしまうかもしれないことをどのようにして実感して学習してもらおうかである。疑似体験の方法として、ドラマやアニメーションを活用した教材が考えられる。場面が次々に展開していくと、それぞれの場面は理解できても、場面ごとの関連が理解できない場合がある。
- 理解もゆっくりな場合があることから、極力尺の短い素材で情報を伝える必要が

⁹（参考）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育教材ポータルサイト」（<http://kyozai.nise.go.jp/>）で掲載されているものもある。

消費者庁「消費者教育ポータルサイト」（<https://www.kportal.caa.go.jp/index.php>）では、消費者教育に関わる内容を扱った教材が掲載されている。

本書末尾に、（参考）特別支援学校（学級）向け消費者教育教材として、地方公共団体等が作成した教材の例を掲載しているので参照されたい。

¹⁰「ライフスキル」とは、個人が日常生活の欲求や難しい問題に対して効果的に対処できるように、適応的、前向きに行動するために必要な能力である。

「ライフスキル教育」は、先進国などで社会問題化している青少年の薬物乱用、飲酒喫煙、無防備な性行為、学校中退学などの危機的状況を未然に防ぐ方法として、発達段階に応じたライフスキルを身に付けさせるべきだと世界保健機構（WHO）がライフスキル教育プログラムを1993年に公表、紹介したのが始まりである。

ある。ドラマやアニメーションを活用するよりも、場面で区切ることができる教材や生徒の反応を見ながら止めることができるロールプレイングの方がよいと考えられる。座学のみで学習するのは難しいため、少しでも自分の生活や体験、経験と結びつけて実感してもらうことが重要である。

- クレジットカードを社会人になって取得すると、トラブルに遭うこともある。クレジットカードを利用しての購入は簡単にできるが、解約は難しくトラブルになる場合も多い。高校生の段階では取得することができず、仕組みを理解することも難しいが、立替払や後払いについてパワーポイント等で視覚的に見せて学習することが必要である。

<消費者としての自立に向けて>

- スマートフォンを使用する生徒も多く、膨大な情報の中から欲しい情報を取る力、取り得た情報の良し悪しを判断し、活用する力を身に付ける必要がある。
- 社会に出ると、買物の際、クレジットカードのリボルビング払いを勧められることもある。高額商品を購入して多額の債務を抱える状況になっていても、本人が満足していると、毎月支払可能な金額を設定したりボルビング払いにより生活に困ることもない。そのため、カード会社からこれ以上借入れできないと連絡が入って困った状態になったときに、困り感^⑥を抱えていることが周囲に分かるような場合もある。
- 社会に出ると知らない人との関わりが出てくる。学校の中ではロールプレイングをしても、知っている人同士だと緊張感がないため、実際の相談窓口等の録音の音声を使用したり、外部から人を呼んだりして現実に近い形でロールプレイングを行う機会があるとよい。
- 卒業後はサポートブックのような支援ツールを持つておくことも有用である。消費生活センターや障がい者相談支援機関の連絡先等困ったときに必要となる情報を集約したものを作っておくと、全ての内容を覚えていなくても、サポートブックに情報があることを思い出せば相談等の対応をとることができる。
- 断ることのできる関係性の人との間ではトラブルは生まれにくく、断りにくい人、断りにくい関係性が作られる中でトラブルが起こってくるので、相談がしにくくなる。実際にトラブルが起こってからでないに対応がしにくい。「自分のことは自分で決める」、「自分のことは自分で守る」、「契約というのは責任を負う」、といった基本的な技能（スキル）は、やはり学校生活で身に付けるべきである。
- トラブルや被害に遭わないようにするためには、金銭管理をしっかりとすることが最も重要である。自分の使えるお金を把握し、使う計画を立てていれば、おかしな誘いがあっても計画にないため断わることができる。このような消費生活の基本的なところを噛み砕いたような教材があればよいかもしれない。

- 「断る」、「相談する」といったことが難しい場合でも、消費をしたことを支援者に伝えることで、その支援者が気付いて支援できるということも考えられる。周囲の人と日頃からコミュニケーションをとる技能(スキル)を身に付けることも重要である。
- 発達障がい者の特性として、トラブルの経緯を時系列で整理して話すことが難しい場合があるため、消費生活センター等に相談に行ってもうまくいかないこともある。困ったときの相談先を学習した次の段階(ステップ)として、実際に相談してみるなど具体的な取組や経験がないと本人が電話をするというのは難しい。特に成年年齢が引き下げられると、高校卒業後、未成年を理由に支援者が代理で連絡することはないため、相談を受ける側が障がい特性を理解し、合理的な配慮をすることが必要である。
- 授業の中で実際に相談に行ってみる等、教育の一環の中で消費生活センター等と具体的な取組ができると、相談を受ける機関も障がい者の相談を受ける経験ができ双方にとってメリットがある。
- 相談カードのようなものを用意し、事前に経緯等を整理できるようにするとともに、相談カードの存在を広く周知することも重要である。
- 金銭管理については、学校現場においても入学時から家庭と面談しながら取り組んでいる。キャッシュレス決済を使う生徒もおり、計画的に使うように指導しているが、全く使わない生徒もいれば、すぐに全部使ってしまう生徒もおり、個別対応が必要である。
- 比較的軽度の知的・発達障がいのある生徒は、社会に出て就職し一人での生活や契約等を行う機会が多くなる分、消費者トラブルに遭う確率も高くなる。学生時代は社会に出てからのことが具体的にイメージしづらいが、学べるうちにクレジットカードやリボ払い等を学んでおくことが望ましい。児童発達支援施設等で日常生活場面でのスマートフォンや金銭管理の方法を教えている場合もあるため、児童発達支援施設等と連携しながら教育を行うことも重要である。

4. 肢体不自由・病弱・虚弱分野について

(1) 肢体不自由・病弱・虚弱分野の特性

- 健常者と比べて体力が少ないため、非常に疲れやすく、集中力の持続時間も短い。
- 生活経験が少なく、一人で何かをすることも多くはないため、自信がなくなり、自尊心の低下や鬱等が現れる場合もある。
- 動作が困難で時間がかかる場合が多い。上肢機能に障がいがある場合は文字を書くことが難しく、下肢機能に障がいがある場合は活動場所の制約が出てくることもある。
- 姿勢を変えることが難しい場合や、斜視、眼振、視神経萎縮等の視機能の問題か

- ら、位置関係、空間把握、紙面への再構築、板書の書き写しが難しい場合もある。
- バリアフリーの環境が整っていない等、外出が困難な場合もあり、ストレスが高くなりやすい。
- 日々体調が変化するため、予定どおり授業を受けられなかったり、授業中に休憩を要したりする場合もある。
- 生活の中で病気と寄り添って行く必要があり、自分の体を維持することに身体的な制約に加えて、経済的な制約が大きい場合もある。
- 通学の形態も様々であり、自宅から通学する生徒、呼吸器等により自ら動くことが難しく自宅で教員の訪問を受ける生徒、隣接した病院で授業を受ける生徒がいる。
- 車椅子での移動が主であり、生活も支援を必要とする場合が多いため、活動範囲が限られ、様々なことに関して経験が少ない傾向がある。
- 生活の中で受け身の状態が多く、「自分がしたい」、「何か欲しい」という要求、表現は少ない傾向がある。
- 生活経験が少ないため、物事のイメージ、関連付けが難しい場合が多い。

(2) 教育上、配慮すべきこと

<授業・教材について>

- 文字を書くことが難しい場合、机や椅子、作業台、工具の工夫やICレコーダーなど ICT機器の利用という代替手段を考えることも必要である。
- 動作に時間がかかるため、目標の重点化や学習内容の精選も必要になる。
- 学習に集中ができるように、姿勢保持に気を付け、その生徒にあった机、椅子を使用する必要がある。
- ことばだけで説明しても、理解しにくいいため、実際に手に取って触らせることも有効である。
- 授業等で、全体の流れを説明しても、全てを覚えきれないため、順序立てて、見通しを持って進める必要がある。
- 姿勢の保持や長時間の学習が困難な場合は、姿勢の変換や適切な休養をとる。
- 生徒自身が消費生活を送る上で課題を見出し、調べてみるような授業が必要である。
- ロールプレイングやシミュレーションといった間接体験、疑似体験による買物等の消費行動を経験し、「こんなことが自分にもできるのだ」という成功体験を得ることも有用である。
- 教材は情報を読み取りやすいように、文字の拡大や着色、フォントの調整、教室の明暗に気を配り、背景をシンプルにコントラスト(明暗比)がはっきりするようにすることも必要である。

- 教科書や資料の読んでいる場所を見失ったり、文字飛ばし、行飛ばし等があったり、読むことに必死で内容が理解できていなかったりするため、拡大教科書を使ったり、横書き、縦書きのうち読みやすい方を選択できるようにしたり、文章の起点を明示すること、分割提示をすることも有効である。
- 発声が難しい場合は、コンピュータやトーキングエイド¹¹を活用したり、50音の文字パッドを視線で示して、支援者に自分の意思を伝えたりする方法もある。

<消費者としての自立に向けて>

- 選択肢を設ける等、自己決定を促し、生徒の自尊感情を保つようにすることも重要である。
- 校外学習で公共施設や公共交通機関を利用する等社会経験の機会を作り、実際に様々なことを経験、体験してみることが重要である。
- 支援を受けないと店舗などに出かけて買物することは難しいことから、ネットショッピングや長期サービスの契約に関する学習が求められるが、これらは本来売買契約のような基本的な事項を学んでから学習する難しい内容である。金銭管理の意識が低い状況で利用するとトラブルが生じる危険性が高いため、まずは、お金には限りがあることや商品の表示を理解させ、「自分で考えて自分で決める」といった基本的な技能（スキル）を身に付けさせる必要がある。
- 社会に出ると様々な人と関わらなければならないため、学校生活においても、普段関わることのない教員や違う学年の生徒と授業を行うことで、様々な人と関わる機会を作ることが重要である。
- 病院、障がい福祉サービスの契約等、社会人として契約の当事者になる場面が出てきた際、自分自身が自覚して、自立的に判断をしたり、考えたりすることができるように学校生活の中で取り組むことも重要である。
- 教員、生徒の限られた関係の中で生活をしていると、生徒が自分でできることを教員が支援していたり、生徒も支援をされて当たり前の感覚になっていたりするところが課題としてあるため、学校生活において心地よく過ごすだけでなく、卒業後の自立を見据えて、生徒の自立に向けて何が必要か常に考えていかなければならない。

¹¹ 「トーキングエイド」とは、言語障がいや身体障がい等で会話や筆談が困難な人のための携帯用会話補助装置。文字盤を押して、会話やメッセージを作成し出力音声や画面表示で相手に意思内容を伝えられる。

<実践事例>

○自立活動等での授業や、新聞記事を活用した授業について紹介があった。

(事例1)

- ・プラスチックごみでのエコバックづくりといったリサイクルの工作等、冊子によらない自立活動等の授業を実施。

(事例2)

- ・生徒に新聞からエシカル消費に関する記事を見付けさせて、記事から自分が発信したいことをまとめ、校内に掲示するといった授業を実施。

(3) 今後の消費者教育の在り方に関する意見・要望（今後の施策に向けた課題）

<授業・教材について>

- 「社会への扉」は契約、解約、損害賠償など、一つ一つのことばそのものが難しく、ことばの理解のところでつまずいてしまうため、ことばの言い換えやイラスト等を活用し理解しやすくする工夫が必要である。1ページの情報量が多く、授業の中で説明し切れないことや、理解が難しいことがあるため、字数を少なくして見やすくしたり、1ページの内容を更に取り上げて分割したりする等の工夫が必要である。
- 消費者庁作成の「もしあなたが消費者トラブルにあったらー消費者センスを高めようー」¹² は、自分の性格と注意が必要な消費者トラブルのタイプ診断があるので生徒も興味を持ちやすく、内容も事例ごとになっているため分かりやすい。情報量については多くてもよいが、教材1冊を生徒に渡すのではなく、その日の授業で教えるポイントを生徒に示せるとよい。
- テーマごとに分冊をすることも考えられるが、レイアウトを工夫しテーマごとに見開きで完結するようにすると、生徒も理解しやすく、寝たきりの生徒も使いやすくなる。
- イラストがあると生徒も理解しやすいが、イラストでストーリーを表している場合に空白の場面があるとストーリーが結び付かず、理解ができない場合があるため、空白の場面を補う必要がある。
- 生活経験が少ないため、説明してもクレジットカード等は理解しにくい。DVD教材で見ても、ドラマを見ているような状況で自分のこととしてとらえることが難しい場合もあるため、体験的な学習ができる教材があるとよい。
- 障がいのある生徒は将来的にクレジットカードを持つことが難しい場合もあるた

¹² 消費者庁作成若者・高校生向け消費者教育副教材「もしあなたが消費者トラブルにあったらー消費者センスを高めよう！ー」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_007/

め、利用しやすいプリペイドカードやQRコードなどのキャッシュレス決済について教える教材が必要となってくる。

- 動画で消費行動や消費者トラブルを疑似体験することも効果的であるが、実写の場合は情報量が多く注意散漫になり、生徒に伝えたいことが伝わらない場合もある。そのため、背景を消す等の手を加えやすいアニメーションの方がよい。
- コンピュータやインターネット等を利用して消費行動する生徒もいるかもしれないが、実際にコンピュータでの間接体験や疑似体験でトラブルを実感させることは難しい面もある。
- 今すぐには難しいが、今後は経験ができない、不足しているところを仮想空間で疑似体験することで補うようなことが求められる。
- 教材としては、訪問による授業があること、一人一人の症状にあった授業が必要なことを考えると、コンピュータで加工（カスタマイズ）できる教材があるとよい。データで作成されたものがあると、持ち運びもしやすく、紙に印刷もすることもできる。
- 病弱・虚弱分野の生徒は慢性疾患を抱える上での制約があり、生活経験が少ない。そのため、自分で課題を感じて調べてみる、消費行動を行ってみるといった体験的な学習を行うことも有用である。

<消費者としての自立に向けて>

- 生活体験をしてみて、どこで困っているか、どこで手助けが必要かをチェックできるとよいが、日常生活動作を確認するための施設設備が整っていないと難しい面がある。
- 授業の中で実際にネットショッピングを利用して注意点を学ぶことや、今後は肢体不自由があっても利用しやすい移動式のスーパーマーケットや移動式のコンビニエンスストア、宅配サービスなども増えてくるものと考えられるため、これらをロールプレイングで体験することも有用である。
- 校外学習や県内の支援学校の売店施設などを活用して買物体験の機会を設け、予算の中で買えるものを選ぶといった実際の場面で体験し、金銭感覚を養う機会を作ることも重要である。
- 消費者教育の中で、自分で考えて決めるという経験を通して、失敗、成功体験、達成感など、自尊感情を育んでいくことは可能である。

第5 おわりに

本取りまとめでは、障がい種別に課題や配慮する点について意見を交わし、その内容を別添の「論点整理表」に整理し、共通する課題・配慮と各障がい特有の課題・配慮について取り上げた。

障がいのある生徒が自立した消費者として自分で選択し、判断できるように教育・支援していくことが重要であるが、将来的にも支援者のサポートがなくては消費行動が難しい生徒にとっては、本人に対する教育に加えて、日々の生活を見守り、本人の消費行動を手助けする支援者に対する働きかけも必要である。また、障がいの程度によっては、教材を活用した授業を実施しても、理解が難しく、内容の定着が困難な場合があり、そうした生徒に寄り添う支援者や家庭と連携した消費者教育の推進が必要である。

消費者教育は生涯を通して学んでいく必要があり、最も身近な支援者である保護者も消費者教育の必要性を理解し、特に家庭において小さい頃から、本人が消費行動をする中で、自分で考え、自分で決めるという経験を積むことが重要である。また、生徒が自立した生活の主体者として暮らすことができるよう、本人に消費者教育を行うことが重要であるが、生徒に身近な支援者である保護者に対しても障がい者に多い消費トラブルに関する情報や相談先となる消費生活センターについての情報を提供し、生徒と一緒に学習に参画する機会を提供する等、支援者と協力した消費者教育の実施についても、今後検討していく必要がある。

【別紙1】

「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」委員等名簿

(委員)

- ◎井上^{いのうえ} とも子^こ 国立大学法人鳴門教育大学大学院学校教育研究科 特命教授
- 上田^{うえた} 利沙^{りさ} 徳島県立鴨島支援学校 教諭
- 大久保^{おおくぼ} 秀昭^{ひであき} 徳島県教育委員会特別支援教育課 指導主事
- 蔭岡^{かげおか} 絵美^{えみ} 徳島県立徳島視覚支援学校 教諭
- 紀川^{きがわ} 功充^{よしみつ} 徳島県保健福祉部精神保健福祉センター相談・地域支援担当 課長補佐
- 黒田^{くろだ} 亜紀^{あき} 徳島県立国府支援学校 教諭
- 坂本^{さかもと} 有芳^{ゆか} 消費者庁（消費者行政新未来創造オフィス） 客員主任研究官
- 佐野^{さの} 和明^{かずあき} 社会福祉法人愛育会障害者就業・生活支援センターわーくわく 支援ワーカー
- 鈴木^{すずえ} 悦子^{えつこ} 徳島県立徳島聴覚支援学校 教諭
- 谷口^{たにぐち} 和子^{かずこ} 徳島県保健福祉部発達障がい者総合支援センター相談・就労支援担当 係長
- 都築^{つづき} 睦美^{むつみ} 徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 班長
- 西宮^{にしみや} 知子^{ともこ} 徳島県立ひのみね支援学校 教諭
- 原田^{はらだ} 智子^{ともこ} 徳島県保健福祉部障がい者相談支援センター地域支援・知的障がい担当 課長補佐
- 藤枝^{ふじえ} 奈保子^{なほこ} 徳島県立みなと高等学園 教諭

(◎座長、○座長代理、五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課

【別紙2】**「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」開催状況**

日 程	開催内容（対象分野等）
令和元年6月7日	(第1回) 全体会議（意見交換会の進め方等を確認）
令和元年6月25日	(第2回) 病弱・虚弱分野（病弱・虚弱分野の説明、意見交換）
令和元年7月31日	(第3回) 聴覚障がい分野（聴覚障がい分野の説明、意見交換）
令和元年8月21日	(第4回) 肢体不自由分野（肢体不自由分野の説明、意見交換）
令和元年10月4日	(第5回) 発達障がい分野（発達障がい分野の説明、意見交換）
令和元年10月17日	(第6回) 知的障がい分野（知的障がい分野の説明、意見交換）
令和元年11月19日	(第7回) 視覚障がい分野（視覚障がい分野の説明、意見交換）
令和2年2月7日	(第8回) 全体会議（取りまとめ）

【参考資料】特別支援学校（学級）向け消費者教育教材

作成者・作成年	タイトル	対象	形態	URL
岩手県立県民生活センター 2016年	・知的障がい者等金銭管理テキストブック やりくり上手になろう！ ～かしこいお金のつかい方～ ・知的障がい者等金銭管理支援ガイドブック やりくり上手になろう！ ～かしこいお金のつかい方～	知的障がい者等	冊子（テキストブック、ガイドブック）	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shouhiseikatsu/keihatsu/1005356.html
東京都消費生活総合センター 2016年	ちえとまなぶの ず～っと役立つ「お金の話」	特別支援学校高等部	オンライン教材（パワーポイント、エクセル、指導用資料）	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/web/sien02/
東京都消費生活総合センター 2009年	ハカセといっしょに消費者の時間へGO！	特別支援学校高等部	オンライン教材	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyouzai/main/005.html
東京都消費生活総合センター 2009年	断るチカラの磨き方 心の隙を狙う悪質商法	知的障がい者や発達障がいのある方	DVD	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyouzai/main/017.html
岡山県消費生活センター 2016年、2017年	社会生活授業パック「毎日の生活で困ったとき どうすればいいかな？」	特別支援学校の生徒等知的障がいのある方	冊子（パワーポイントCD付き）	http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/222128.pdf http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/222129.pdf
岡山県消費生活センター 2019年	インターネットショッピング授業教材パック	特別支援学校の生徒等聴覚障がいのある方	冊子（パワーポイントCD付き）	http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/253797.pdf
岡山県消費生活センター 2019年	支払い授業教材パック	特別支援学校の生徒等聴覚障がいのある方	冊子（パワーポイントCD付き）	http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/253798.pdf
鳥取県消費生活センター 2017年	特別支援学校向け消費者教育教材	特別支援学校の知的障がい（軽度）生徒	冊子（ロールプレイングあり）	https://www.pref.tottori.lg.jp/274514.htm

福岡県消費生活センター 2013年	どんなところにもトラブルのタネ<障がい者編>	障がい者	音声コード付パンフレット	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/58289.pdf http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/58290.pdf
さいたま市消費生活センター 2017年	障害者向け消費者教育DVD「その悪質商法チョットマッタ!!」	軽度の知的障がい者、発達障がい者の方	DVD	https://www.city.saitama.jp/001/012/003/008/003/p053691.html
千葉県消費生活センター 2013年	障害者向け消費者教育DVD「相談する勇気～悪質商法に負けないぞ!～」ケース1～3	若者、特に知的障がいや発達障がいのある方	DVD	https://www.youtube.com/watch?v=Usx4Gd6dQG8
千葉県消費生活センター 2017年	買い物を考えよう!!	4～9歳(特別支援学級の児童)、小学生	指導書、ワークシート(ワード)	https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/kyouzai-kaimono.html
(見守り関連)				
消費者庁 2006年、2011年改訂	障害者の消費者トラブル見守りガイドブック	障がい者の見守り向け	冊子	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/teaching_material_002/
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会 2009年	地域での安心・安全な暮らしの実現を～障害者の消費者被害の防止に向けて～	障がい者	音声コード付パンフレット	https://www.shakyo.or.jp/research/10higaiboushi.html